

消費者保護の観点からお断りするご利用例について

東淀川区民会館などの区役所附設会館では、次のようなご利用について、消費者保護の観点から、市内全施設(33館)で一律にお断りしております。

- ・悪質商法の被害事例が多いもの
- ・トラブルになった場合の被害が他よりも大きいと考えられるもの

【具体例】

- × 保険商品の販売(特定の商品の紹介や勧誘を含む)をともなう
ライフプランセミナーや相談会 等
- × 投資商品の販売(特定の商品の紹介や勧誘を含む)をともなう
マネーセミナーや相談会 等
- × 住宅リフォーム相談会やセミナー(特定の商品の紹介や勧誘を含むもの)
- 一般的な説明のみで、特定の商品の紹介や勧誘を行わない勉強会等
については、ご利用可能です。

ご利用者のみなさまには、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先

大阪市 市民局 施設担当 (TEL 06-6208-7633)

東淀川区役所 地域課 (TEL 06-6253-4584)